

障がい福祉課より ～就労支援事業所紹介～

市内の就労支援事業所を紹介します。就労支援事業所は、障害のある方が社会でいきいきと働くことができるために働く仲間を応援します。



就労継続支援 B 型事業所 しあわせさまさま

おかげさま・お互いさま 感謝の気持ちと助け合いの気持ちで
障害の有無に関係なく み～んなが心も体も健康になれば しあわせだなあ～(^ ^)

活動内容

- ・カフェ（パンの製造販売）
- ・陶芸
- ・小物作り
- ・園芸（無農薬野菜作り）
- ・受託作業（ハーブ選別・ゴーヤ箱詰め）



理念

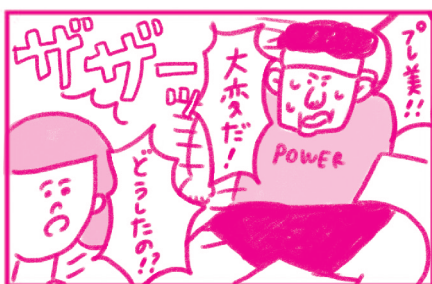
- 障がいは個性である。
- 障がい者は何もできない人でも、特別な存在でもありません。
- 障がい者目線で心で聴き、一緒に考え、心に寄り添う支援を行う。
- 障がいの有る人となない人との心のバリアフリーを目指し、地域で暮らしやすい共生社会を実現する。



《しあわせさまさま》 住所: 字大浜 10-1 ☎ 87-6247 (FAX 共通)

【担当課】市役所障がい福祉課 ☎ 82-9947

第12話 または間に合う!



令和3年度（令和2年分）給与支払報告書の提出について

令和2年中に給与・賃金等（役員、パート、アルバイト、専従者給与も含みます。）の支払いがある事業主の方は、受給者が令和3年1月1日（令和2年中の退職者は退職した日）に居住する市町村へ、給与支払報告書（個人別明細書）にマイナンバー等の必要事項を記載して提出する必要があります。

○給与支払報告書の提出はお早めに!!

給与支払報告書の石垣市への提出は、令和3年1月22日（金）までとなっておりますが、早めの提出をお願いいたします。また、給与支払報告書の記入漏れ等がある場合は、再提出を求められることがありますのでご理解とご協力をお願いいたします。

《提出書類》

- ①給与支払報告書（総括表）
- ②給与支払報告書（個人別明細書）
- ③普通徴収仕切紙

【問合せ】市役所税務課 市民税係 ☎ 87-9025

令和3年度 償却資産（固定資産税）の申告書提出について

固定資産税は、土地・家屋・償却資産で構成され、事業用の資産や発電出力10kwを超える太陽光発電システムなどを“償却資産”といい、賦課期日である毎年1月1日に所有している個人又は法人（課税対象者）は、地方税法第383条の規定により石垣市へ償却資産の申告をしていただく必要があるため、以下の期日までに申告をお願いします。

- ・申告期限：令和3年2月1日（月）
- ・申告場所：石垣市税務課窓口 または eLTAXにて申告

※申告の手引き、様式等は税務課窓口若しくは市ホームページにて配布しております。

【問合せ】市役所税務課 資産税係 ☎ 87-9043